令和８年度（2026 年度）

豊中市会計年度任用職員選考試験募集案内

令和８年（2026 年）11 月

豊中市

１．募集職種	放課後こどもクラブ指導員（週 25 時間または週 30 時間）
２．勤務場所	市内小学校放課後こどもクラブ
３．勤務内容	小学校１年生から４年生まで（支援学級及び特別支援学校在籍は６年生まで）の児童の放課後における健全育成
４．勤務時間	①【週 25 時間】 週 25 時間勤務（月～土のうち週 5 日、月 2 回程度土曜日勤務あり） ・年間を通じたシフト勤務 ・勤務例　平日：13 時～17 時 30 分・14 時 30 分～19 時 土曜日：8 時～12 時 30 分・12 時 30 分～17 時 春・夏・冬休み及び短縮授業期間等：8 時～19 時のうち 8 時間　など ②【週 30 時間】 週 30 時間勤務（月～土のうち週 5 日、月 2 回程度土曜日勤務あり） ・年間を通じたシフト勤務 ・勤務例 平日：13 時～19 時 土曜日：8 時～14 時・11 時～17 時 春・夏・冬休み及び短縮授業期間等：8 時～19 時のうち 8 時間　など ※詳しくはお問い合わせください。 ※週勤務時間については、第 2 希望まで記載可。その際は、申込書の「勤務時間帯の希望」欄に第 1 希望・第 2 希望を記載してください。 （記載例：第 1 希望：①週 25 時間　第 2 希望：②週 30 時間）
５．報酬	【週 25 時間】 A 月額 168,867 円　（保育士資格・社会福祉士資格・教員免許等保持者） B 月額 153,981 円　（放課後児童健全育成事業 2 年かつ 2000 時間以上経験者等） C 月額 149,357 円　（A・B 以外） 【週 30 時間】 A 月額 202,640 円　（保育士資格・社会福祉士資格・教員免許等保持者） B 月額 184,778 円　（放課後児童健全育成事業 2 年かつ 2000 時間以上経験者等） C 月額 179,228 円　（A・B 以外） （令和８年（2026 年）11 月現在） 期末・勤勉手当 4.65 月分支給あり。（ただし、初年度は勤務月数により異なります。） ※通勤分報酬あり（上限 150,000 円）。 ※その他の手当（退職手当等）は支給されません。
６．任用期間	令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで（1 年間） ※1 年間を良好な成績で勤務した場合には、再任されることがあります。
７．採用予定人数	①　週 25 時間：54 人　　②週 30 時間：10 人

８．受験資格	A：幼稚園教諭免許を含む教員免許・保育士資格・社会福祉士資格のいずれか B：放課後児童健全育成事業または類似する事業に２年かつ 2000 時間以上の実務経験 C：なし
９．試験科目	書類選考（試験申込書・作文）、個人面接 【作文課題】 「これからの放課後こどもクラブに必要なことと、そのためにあなたができること」 （800 字以内、別紙様式、本人自筆）
10．申込方法	所定の試験申込書（写真添付）・作文及び合否通知返信用の角形２号封筒（24.0 ㎝×33.2 ㎝、620 円分の切手を貼付）を学び育ち支援課へ提出。 （令和８年（2026 年）12 月 11 日（金）まで随時受付） 郵送の場合は、封筒の表に「申込書在中」と朱書きし、簡易書留郵便にて下記お問合せ先に送付してください。申込書受付期間終了後、個人面接試験の時間を連絡します。
11．合否通知	本人宛文書にて合否を通知します。
12．お問合せ先	教育委員会事務局　学び育ち支援課　運営係☎06-6858-2578 〒561-8501　豊中市中桜塚３丁目１番１号
13．欠格条項	・地方公務員法第 16 条（下記参照）に定める欠格条項に該当する人は受験できません。 1．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2．当該地方公共団体（豊中市）において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 3．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
14．その他	・申込みにより送付された情報はこの選考試験の円滑な遂行のために用い、その他の目的には一切使用しません。 ・採用者が決定次第、募集は終了します。 ・通勤手段は、各自で確保してください。 ・職務遂行にあたっては、職員以外の者が関わることはできません。

特定性犯罪事実該当者について

令和８年（2026 年）12 月25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下、「こども性暴力防止法」という。）第２条第８項に規定される「特定性犯罪事実該当者」は受験できません。

＜特定性犯罪事実該当者とは＞

（１）特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。））であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの

（２）特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの

（3）特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの

詳しくは、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

（右側のQRコードからアクセス可能です。）